

# Q&A集

最終更新日：10月23日（月）

No.	質問内容	回答
1	住民票上の住所と、通勤を予定している住所が異なるがよいか。	構いません。
2	通勤する住所を、年明け、さらには3月頃に決める予定であるため、住居届や通勤届の提出が遅れてしまうがどうしたらよいか。	遅れても構いません。ただし、住所判明後、速やかに提出してください。 提出期限までには、提出可能な書類のみ提出してください。
3	住居手当（家賃の補助）はどれくらいか。	住居手当は、賃借する家の家賃額（共益費等は含まない）に応じて支給します。 厳密には異なりますが、家賃額が55,000円以上であれば、一律27,000円が、55,000円未満であれば、その家賃額のおおよそ半額が住居手当として支給されます。
4	ワクチン歴チェックシートについて教えてほしい。	ワクチン歴チェックシートは、シートの左側から順に確認していただきたいところですが、要約すると下記のとおりです。  A：各項目につき、2回ずつ予防接種記録はあるか 「ある」 → Bへ 「ない」 → Cへ B：過去2回の予防接種記録を提出すること。 C：採用日前3年以内に抗体価検査を行ったか。 「行った」、かつ「検査結果が残っている」 → Dへ 「行っていない」、または「行ったが、検査結果が残っていない」 → Eへ D：その抗体価検査結果が、各項目につき“陽性”ならば、抗体価検査結果を提出すること。 “陽性（基準を満たしていない）”、または“陰性”ならば、追加の予防接種を1回ないし2回受け、検査結果および予防接種記録を提出する

		<p>こと。</p> <p>E：抗体価検査を行うこと。抗体価検査結果をもとにDの対応をすること。</p>
5	<p>過去に抗体価検査を行い、“陽性（基準を満たしていない）”、“陰性”という結果だったため、追加の予防接種を受けたが、その後抗体価検査をしていないので、抗体がついているか分からない。</p>	<p>重要な点は、ア：各項目につき予防接種を2回ずつ受けていること、またはイ：採用日3年以内に行った抗体価検査後、抗体が“陽性（基準を満たしていない）”や“陰性”の場合、予防接種を1回ないし2回受けているか、ということ。</p> <p>抗体がつきにくい体質の方が一定数いるため、ガイドラインに沿って（ア）、または（イ）で可としています。</p> <p>質問の回答としては、「（予防接種後）抗体がついているかどうかの確認の検査は不要。」ということになります。</p>
6	<p>ワクチン歴は1回しかないが、採用日前3年以内に抗体価検査をしており、その結果“陽性（基準を満たす）”だった。この場合、STEPに従って、追加の予防接種をすべきか、抗体価検査結果の提出で済むかどうか。</p>	<p>STEPの順番とは異なりますが、抗体価検査結果を優先していただいて構いません。</p> <p>極論、採用日前3年以内に実施した抗体価検査結果において、すべて“陽性（基準を満たす）”であれば、過去の予防接種歴（ワクチン接種歴）の提出は不要ということになります。</p>
7	<p>採用日時点の住所が未定だが、各書類の住所の記入はどうしたらよいか。</p>	<p>住所の記入が必要な書類は下記のとおりかと思えます。</p> <p>【給与に関する書類】</p> <p><b>書類番号1 新規採用者 個人票</b></p> <p>現住所 → 記入日時点の住所を記入。</p> <p>採用日時点の住所 → 採用日時点の住所を記入（未定の場合は「未定」）。</p> <p>住民票上の住所 → 記入日時点の住民票上の住所を記入。</p> <p><b>書類番号2 組合員資格取得届書</b></p> <p>現住所 → 基本的には、採用日時点の住所を記入。未定の場合は、記入日時点の住所を記入。</p> <p><b>書類番号4 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書</b></p> <p>あなたの住所又は居所 → 基本的には、採</p>

		<p>用日時点の住所を記入。未定の場合は、記入日時点の住所を記入。</p> <p><b>書類番号6 住居届</b> 住宅の所在地 → 通勤する家の住所</p> <p><b>書類番号7 通勤届</b> 住居 → 通勤する家の住所</p> <p>青字の書類については、期日までに提出すること。緑字の書類については、住所が判明次第、提出すること。</p>
8	<p>どんな条件を満たせば、住居手当は支給されるか。</p>	<p>お知らせしているとおり、住居手当の支給条件は大きく下記の4点です。</p> <p>① 賃貸住宅であること ② 賃貸借契約者が職員本人であること ③ 家賃等支払者が職員本人であること ④ 「届出の理由が生じた日」が属する月の家賃を、職員本人が支払っていること。</p> <p>⑤ について、皆さまの「届出の理由が生じた日」は“令和6年4月1日”を指しますので、本来であれば令和6年4月の家賃をご自身で支払っている証明が必要です。しかし、それでは多くの方が、住居手当の申請が遅くなってしまうため、特別な措置として、直近の（契約時点の）家賃支払いが証明できれば、書類として認めています。</p> <p>極論、条件を満たすのであれば、令和5年10月や11月の家賃支払い証明でも令和5年4月の給与から、住居手当を支給するということになります。</p>
9	<p>「B 給与に関する書類 - 書類番号7 通勤届」について、様式下部の枠に、＜通勤方法が自動車の場合、車種・ナンバー・色等を記載＞とあるが、通勤する車が決まっていない場合、どのように提出すればよいか。</p>	<p>「通勤届」自体が提出可能であれば、ひとまず当該枠は無記入のままご提出ください。車が決まったら“差し替え”として「通勤届」を再提出してください。</p>